

#### 公布された規則のあらまし

##### 佐賀県民生委員定数条例施行規則（規則第 87 号）

- 1 この規則は、佐賀県民生委員定数条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 民生委員の定数を定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 民生委員の定数を定めようとするときは、当該市町の長の意見を聴くこととした。（第 3 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

##### 薬事法施行細則等の一部を改正する規則（規則第 88 号）

- 1 薬事法が改正されることとなったことに伴い、関係規則を改正することとした。
  - (1) 薬事法施行細則の一部改正
    - ア 高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の兼務許可に係る手続について規定することとした。
    - イ その他所要の改正を行うこととした。
  - (2) 佐賀県青少年健全育成条例施行規則及び佐賀県保健福祉事務所管理規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行することとした。

##### 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 89 号）

- 1 佐賀県スポーツ振興審議会条例の改正に伴い、スポーツ振興審議会委員の職名を佐賀県スポーツ推進審議会委員に改めることとした。（別表関係）
- 2 佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の制定に伴い、佐賀県幼保連携型認定こども園審議会委員の報酬日額及び費用弁償の額を定めることとした。（別表関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

##### 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（規則第 90 号）

- 1 この規則は、佐賀県統計データ利活用推進条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 条例第 6 条第 2 項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書を定めることとした。（第 3 条及び様式関係）
- 3 調査票情報の提供を受けられる者、調査票情報の提供を受けられる統計の作成等及び委託による統計の作成等を行うことができる場合を定めることとした。（第 4 条～第 6 条関係）
- 4 委託による統計の作成等に係る手続等を定めることとした。（第 7 条～第 9 条関係）
- 5 統計成果物の提供を受けた委託申出者から提出された利用実績報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができることとした。（第 10 条関係）
- 6 匿名データの提供に関する委託に係る手続等を定めることとした。（第 11 条及び第 12 条関係）
- 7 その他所要の事項を定めることとした。
- 8 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。